

第二十二章 競争力及びビジネスの円滑化

第二十二・一条 定義

この章の規定の適用上、「サプライチェーン」とは、製品及びサービスを顧客向けに設計し、開発し、生産し、市場で取引し、流通させ、輸送し、及び納入するための統合されたシステムとして共に活動する企業の国境を越えるネットワークをいう。

第二十二・二条 競争力及びビジネスの円滑化に関する小委員会

1 締約国は、国内、地域及び世界における自国の経済の競争力を高め、並びに自由貿易地域における経済統合及び開発を促進するためには、自国のビジネス環境が市場の発展に対応するものでなければならないことを認める。

2 締約国は、ここに各締約国の政府の代表者から成る競争力及びビジネスの円滑化に関する小委員会（以下この章において「競争力・ビジネス円滑化小委員会」という。）を設置する。

3 競争力・ビジネス円滑化小委員会は、次のことを行う。

(a) 事業の開始に貢献し、締約国間の貿易及び投資を円滑にし、並びに自由貿易地域における経済統合及

び開発を促進する競争的な環境を形成する努力を支援するため、効果的な取組方法を討議し、及び情報共有の活動を発展させること。

- (b) この協定が創出する貿易及び投資の機会を利用する方法を探求すること。
 - (c) 締約国の経済の競争力を更に高める方法について、委員会に助言を与え、及び勧告（地域的なサプライチェーンへの中小企業の参加を拡大することを目的とする勧告を含む。）を行うこと。
 - (d) 次条（サプライチェーン）の規定に従い、自由貿易地域におけるサプライチェーンの発展及び強化を促進するための方法を探求すること。
 - (e) 締約国が決定するその他の活動を行うこと。
- 4 競争力・ビジネス円滑化小委員会は、この協定の効力発生の日から一年以内に会合し、その後は必要に応じて会合する。

- 5 競争力・ビジネス円滑化小委員会は、その任務を遂行するに当たり、この協定に基づいて設置される他の小委員会、作業部会その他の補助機関と協力することができる。競争力・ビジネス円滑化小委員会は、また、国際的な援助機関、企業、非政府機関等の適当な専門家からの助言を求め、及びこれらの専門家の

活動を考慮することができる。

第二十二・三条 サプライチェーン

1 競争力・ビジネス円滑化小委員会は、自由貿易地域において、生産を統合し、貿易を円滑にし、及びビジネスを行う費用を削減するためにサプライチェーンの発展及び強化を促進するよう、この協定を実施する方法を探求する。

2 競争力・ビジネス円滑化小委員会は、自由貿易地域におけるサプライチェーンへの中小企業による参加を支援するため、適当な専門家（民間部門及び国際的な援助機関を含む。）と共に、勧告を作成し、及びセミナー、研究集会その他の能力開発の活動を促進する。

3 競争力・ビジネス円滑化小委員会は、適当な場合には、サプライチェーンの発展及び強化に影響を及ぼす措置を特定し、及び討議するため、この協定に基づいて設置される他の小委員会、作業部会その他の補助機関との協力（共同の会合を通じた協力を含む。）を行う。競争力・ビジネス円滑化小委員会は、その活動がこれらの他の機関の活動と重複しないことを確保する。

4 競争力・ビジネス円滑化小委員会は、締約国間のサプライチェーンの発展及び強化に関する最良の慣行

及び経験を特定し、及び探求する。

5 競争力・ビジネス円滑化小委員会は、この協定の効力発生の日の後四年目の年に、この協定が自由貿易地域におけるサプライチェーンの発展、強化及び運用をどの程度円滑にしたかに関する検討を開始する。競争力・ビジネス円滑化小委員会は、締約国が別段の合意をする場合を除くほか、その後は五年ごとに更なる検討を行う。

6 競争力・ビジネス円滑化小委員会は、検討を行うに当たり、締約国が次条（利害関係者の関与）の規定によって受領し、及び競争力・ビジネス円滑化小委員会に提供した利害関係者の意見を考慮する。

7 競争力・ビジネス円滑化小委員会は、5の規定に従って検討を開始した後二年以内に、締約国が自由貿易地域におけるサプライチェーンの発展を促進し、及び強化することができる方法に関する競争力・ビジネス円滑化小委員会の所見及び勧告を含む報告書を委員会に対して提出する。

8 競争力・ビジネス円滑化小委員会は、締約国が別段の合意をする場合を除くほか、委員会が報告書を検討した後、当該報告書を公に入手可能なものとする。

第二十二・四条 利害関係者の関与

競争力・ビジネス円滑化小委員会は、締約国の利害関係者が競争力の向上及びビジネスの円滑化の推進に
関連する事項についての意見を提供する継続的な機会を与えるために適当な仕組みを設ける。

第二十二・五条 紛争解決の不適用

いずれの締約国も、この章の規定の下で生ずる事項について、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争
解決を求めてはならない。